

# 大府市感染症対策条例を制定しました

市では、感染症対策の強化を図るとともに、市民の皆さんの生命や健康の保護、生活・経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、大府市感染症対策条例を制定しました。この条例により、市と、市民の皆さん、事業者の皆さんが手を取り合って、感染拡大防止のための行動を実践し、感染被害や社会への影響を最小限に留める施策を積極的に進めていきます。

健康増進課 ☎(47)8000

## 市の責務

- 市内での感染症の発生やまん延を防止するために、必要な対策を的確かつ迅速に実施する。
- 正確で最新の情報を収集し、整理して発信することに努める。
- 患者または感染の恐れのある方とその家族などの個人情報の保護と風評被害の発生防止に努める。

## 市民の責務

- 正しい知識を習得し、感染症の予防・まん延防止に努める。
- 咳エチケット、手洗いなどの感染拡大防止のための行動に努める。
- 3密を回避し、マスクなどの着用に努める。
- 感染症対策への協力に努める。

## 事業者の責務

- 正しい知識を習得し、感染症の予防・まん延防止に努める。
- 自己の管理する施設や場所で、適切な感染防止措置の実施に努める。
- 感染症対策への協力に努める。

## 感染症発生時またはその恐れがある時に市が取り組む施策

条例の制定を受け、さまざまな団体などと連携し、感染症対策を推進します。

- マスクや消毒液などの物資・資材の、提供および貸与を行う。
- 物資の提供などを行う事業者と連携する。
- 正しい知識の普及と啓発を行う。
- 市が管理する施設における利用制限やその他の感染拡大防止のための措置を行う。
- 患者およびその家族に対する支援を行う。
- 医療機関などに対する支援を行う。

- 小・中学校などにおける必要な対策の要請を教育委員会を行う。
- 児童福祉施設・高齢者施設および障がい者施設に対する支援を行う。
- 市民生活の維持に関する支援を行う。
- 事業者に対し、事業の継続に関する支援を行う。
- 相談体制を整備する。
- その他市長が必要と認める施策を実施する。

## 差別的な対応などを禁止します

- 患者または感染の恐れのある方とその家族、医療従事者などに対して、感染症にかかっていることやその恐れがあることなどを理由とした、差別的な取り扱い、または誹謗中傷を禁止します。
- 感染症に関する根拠の薄い、または誤った情報により風評被害を発生させることを禁止します。

## 大府市感染症対策条例の制定について 岡村市長のメッセージ動画



### 大府市感染症対策条例

#### 市民の責務

- ・正しい知識の習得
- ・感染症予防、まん延防止
- ・感染拡大防止のための行動実践
- ・3密の回避

#### 事業者の責務

- ・正しい知識の習得
- ・感染症予防、まん延防止
- ・自己の管理する施設等の適切な感染拡大防止措置

#### 市の責務

- ・正しい知識の習得
- ・感染症予防、まん延防止
- ・自己の管理する施設等の適切な感染拡大防止措置



メッセージの内容は、市ホームページでご覧いただけます。

## 公共施設の利用制限を緩和、屋内学校開放施設の利用を再開しました

文化施設やスポーツ施設、公民館などのホールの利用人数制限や活動による制限を一部緩和しました。引き続き、**利用者名簿の作成・保管**、来館時の**マスクの着用**、**手洗いの徹底**などへのご理解とご協力をお願いします。利用者名簿は感染者が見つかった場合に、保健所などへ提供することがあります。

### Check 1 | 利用人数制限の緩和

- 文化施設・公民館・ミュージアムのホール利用人数の上限を通常時の定員のおおむね半分にします。
- 屋外スポーツ施設の利用人数制限を撤廃します。
- 屋内スポーツ施設の利用人数の上限を、現在設定している人数からおおむね2割増しにします。
- メディアス体育館おおぶのメインアリーナで開催する大会の入場者数の上限を500人にします。

#### ▼施設別利用制限人数の一覧表

施設名	定員	利用上限人数	問い合わせ
愛三文化会館 もちのきホール	817人	約400人	愛三文化会館 ☎(48)6151
愛三文化会館 くちなしホール	326人	約160人	愛三文化会館 ☎(48)6151
アローブ こもればいホール	315人	約150人	アローブ ☎(48)5155
市役所地下多目的ホール	500人	約250人	文化振興課 ☎(45)6266
公民館	各館で異なる	定員の半分	協働推進生涯学習課 ☎(45)6215
ミュージアムホール	525人	約260人	ミュージアム ☎(48)0588
メディアス体育館おおぶ		メインアリーナ1/3面 50人 観客席 座席数の半分 第1サブアリーナ 50人 第2サブアリーナ 35人 トレーニングルーム 20人 弓道場 30人	メディアス体育館おおぶ ☎(47)0102
体育センター		全面で50人	体育センター ☎(47)8184
屋外スポーツ施設		人数制限なし	スポーツ推進課 ☎(45)6233
屋内学校開放施設		小学校体育館 50人 中学校体育館1/2面 40人 柔道場・剣道場 25人	スポーツ推進課 ☎(45)6233
児童(老人福祉)センター遊戯室	各館で異なる	定員の半分	子育て支援課 ☎(45)6229
子どもステーション		自由来館の利用者 1回10組	子どもステーション ☎(47)2438
おおぶっこ広場		自由来館の利用者 1回5組	おおぶっこ広場 ☎(46)4152

### Check 2 | 活動による制限の緩和

公民館・ミュージアム・児童(老人福祉)センター・コロシアムで次の制限をしていた活動については、これまでのルールに加え、フェイスシールドの着用やフィジカルディスタンス確保の徹底など、各種団体がガイドラインなどで義務付けている対策を遵守することを条件に施設利用を認めます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

- 接触を伴うスポーツまたは準ずる活動(社交ダンス・空手など)
- 発声を主とする活動および吹奏楽器による音楽活動(合唱・吹奏楽など)

### Check 3 | 屋内学校開放施設の利用を再開

屋内の学校開放施設は、利用人数の上限を設けて利用を再開します。

最新情報はこちら

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、こちらでご確認ください。

市ホームページ



市公式  
Twitter



市公式  
Facebook



市公式  
LINE

